

広島県教育委員会教育長訓令第六号

県立学校

広島県立学校職員服務規程施行細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

広島県立学校職員服務規程施行細則の一部を改正する訓令

広島県立学校職員服務規程施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

「二七 介護休暇承認申請書」	服務規程第六条第六項	「様式第七号」	を
「七 介護休暇承認申請書」	服務規程第六条第六項	様式第七号	
「七の二 休暇簿（子育て支援部分休暇用）」	服務規程第六条第七項	様式第七号の二	に改める。

別記様式第二号中「~~介護休暇~~」を「~~介護休暇~~・~~子育て支援部分休暇~~」に改める。  
別記様式第七号の次に次の一様式を加える。

(表面)

休 暇 簿  
(子育て支援部分休暇)

校長	教頭		事務長	事務担当者	出勤簿 整理印	請求年月日
						平成 年 月 日
請求者		職名		氏名		
		氏名				
請求に係る子に関する事項		氏名		続柄	生年月日	
					平成 年 月 日	
請求期間 及び時間		期 間		時 間		
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ( )	午前 時 分～ 午後 時 分	午前 時 分～ 午後 時 分	午前 時 分～ 午後 時 分
備考						

- 備考 1 請求に係る子の氏名，請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（住民票又は保険者証など）を添付すること（写しでも可）。
- 2 曜日により請求時間が異なる場合には，それぞれ備考欄に記入すること。
- 3 子育て支援部分休暇の承認が，職員からの請求に基づき取り消された場合には，その旨を（裏面）の取消欄に記入すること。

(裏面)

(取消欄)

日付	休暇の承認を取り消された時間		時間数	請求者 ㊦	所属長 ㊦	管理員 ㊦	備考
	午前	午後					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				

※ 管理員とは、県立学校出勤簿取扱要領3 (1) に規定する「管理員」をいう。

## 附 則

- 1 この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の広島県立学校職員服務規程施行細則（以下「施行細則」という。）による様式により作成された用紙でこの教育委員会教育長訓令の施行の際現に使用中及び保管中のものは、改正後の施行細則による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。